

扶桑会館の指定管理者候補者の選定について

扶桑会館の指定管理者の募集に伴い、福生市公の施設の指定管理者候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）を開催し、指定管理者候補者を選定した。

1 指定管理者候補者

福生市商工会

2 選定審査会審査員の構成（全13名）

- (1) 副市長、教育長及び部長職：12名（教育部長、教育部参事を除く。）
- (2) 外部審査員：1名
伊藤 茂樹 氏（西武信用金庫福生支店長）

3 選定審査の経過

- (1) 令和5年度第3回選定審査会（令和5年9月27日（水）開催）
 - ア 選定審査方針の決定
審査方法や選定基準について、決定した。
- (2) 令和5年度第5回選定審査会（令和5年11月1日（水）開催）
 - ア 財務審査の実施
外部審査員による応募団体の財務能力に関する審査報告をもとに、選定審査会にて満点中70%以上（70点以上）を満たしていると評価したため、第1次審査を行うことを決定した。
 - イ 第1次審査（書類審査）の実施
申請要項における選定基準に基づき、各評価項目について総合評点方式による評価を担当課にて実施し、選定審査会では、担当課からの報告に基づき、第1次審査についての了承を得た。
 - ウ 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施
出席審査員により、評価項目について総合評点方式による評価を実施し、総合評点が満点中70%以上を獲得したため指定管理者候補者に決定した。
 - (ア) 出席審査員 12名
 - (イ) 評価項目 10項目
 - (ウ) 総合評点方式（1,200点満点 70%=840点）
 - (エ) 指定管理者候補者 福生市商工会【952点、79.3%】

4 指定管理者候補者の選定審査結果

別紙のとおり

扶桑会館指定管理者候補者選定審査結果

指定管理者候補者 福生市商工会

財務審査

| 評価項目 | | 配点 | 結果 |
|------|--------------|-----|-------|
| 1(1) | 3期の収支比較 | 20 | 15 |
| 1(2) | 経営の収益性 | 20 | 17 |
| 2(1) | バランスシート（資産） | 15 | 12 |
| 2(2) | バランスシート（負債） | 15 | 15 |
| 2(3) | バランスシート（純資産） | 15 | 12 |
| 2(4) | 財務の安全性 | 15 | 12 |
| 合計点数 | | 100 | 83 |
| 得点率 | | | 83.0% |

第1次審査(書類審査)

| 評価項目 | | 配点 | 結果 |
|------|--|-----|-------|
| (1) | 管理運営の基本方針は適切であるか。 | 10 | 7 |
| (2) | 施設の平等利用が確保されるものであるか。 | 10 | 7 |
| (3) | 利用者のサービス向上及び地域社会の福祉の増進と文化の向上が図られるものであるか。 | 10 | 9 |
| (4) | 施設の適切な維持及び管理が図られるものであるか。 | 10 | 7 |
| (5) | 収支計画は適切なものであるか。 | 10 | 8 |
| (6) | 管理経費の縮減が図られるものであるか。 | 10 | 8 |
| (7) | 管理を安定して行う能力を有しているか。 | 10 | 9 |
| (8) | 苦情対応、危機管理体制が整備されているか。 | 10 | 7 |
| (9) | 個人情報の保護に係る措置が適切であるか。 | 10 | 7 |
| (10) | 利用者増を図るための方策は具体的かつ適切であるか。 | 10 | 9 |
| 合計点数 | | 100 | 78 |
| 得点率 | | | 78.0% |

第2次審査(プレゼンテーション審査)

| 評価項目 | | 配点 | 結果 |
|------|--|-------|-------|
| (1) | 管理運営の基本方針は適切であるか。 | 120 | 90 |
| (2) | 施設の平等利用が確保されるものであるか。 | 120 | 90 |
| (3) | 利用者のサービス向上及び地域社会の福祉の増進と文化の向上が図られるものであるか。 | 120 | 104 |
| (4) | 施設の適切な維持及び管理が図られるものであるか。 | 120 | 88 |
| (5) | 収支計画は適切なものであるか。 | 120 | 98 |
| (6) | 管理経費の縮減が図られるものであるか。 | 120 | 98 |
| (7) | 管理を安定して行う能力を有しているか。 | 120 | 104 |
| (8) | 苦情対応、危機管理体制が整備されているか。 | 120 | 88 |
| (9) | 個人情報の保護に係る措置が適切であるか。 | 120 | 88 |
| (10) | 利用者増を図るための方策は具体的かつ適切であるか。 | 120 | 104 |
| 合計点数 | | 1,200 | 952 |
| 得点率 | | | 79.3% |